

第 11 回～産地直売！～むかわグルメフェスタ in オータム

出店規約

2025 年 7 月 むかわグルメフェスタ実行委員会

【第 1 条】 目的

むかわグルメフェスタの主催者であるむかわグルメフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」と言います。）は、令和 7 年 9 月 7 日（日曜日）に開催する「第 11 回～産地直売！～むかわグルメフェスタ in オータム（以下「イベント」と言います。）」における出店手続・運営の円滑な進行を目的として、本規約を定めます。

【第 2 条】 出店資格

- 1 出店資格は、次に掲げる全ての要件を満たす者としします。
 - (1) 次のいずれかに該当する者による出店であること。
 - ①むかわ町内に所在する法人、個人事業主又は学校
 - ②むかわ町内に住所を有する者が代表者となる任意のグループ
(当日従事する者の住所、氏名を記載した名簿を提出いただきます。)
- 3 出店者は、本イベントの趣旨に賛同し、この要領の全てに同意しなければ出店できません。
- 4 未成年の出店は、親権者及び後見人の同意が必要になります。
- 5 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）については出店することはできません。また、入れ墨のある方についても出店及び販売をお断りしております。
- 6 実行委員会は、出店申込者の提供・販売予定商品やサービスの内容を確認し、販売に適するか否かを判断し、出店の可否を決定できる権利を有するものとします。

【第 3 条】 提供・販売商品の制限

- 1 次に掲げる商品は提供・販売できません。
 - (1) 生ビール、酒類、ノンアルコールビール、市販のジュース類
(主催者直販によりイベント運営費に充当させていただきます)
 - (2) コピー商品（模造品）及び盗品、又はその恐れがあるもの
 - (3) 違法商品（類すると判断するものを含む）、麻薬類
 - (4) 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品等）
 - (5) 混雑した会場内で運搬に危険を伴うもの
 - (6) 運搬に際して来場者の迷惑となるもの
- 2 提供する商品が出店者間で重複する場合について、実行委員会では一切調整等はいりません。

【第4条】 出店申込

- 1 出店希望者は、出店申込書兼誓約書に必要事項を記入し、申込を行うものとします。
- 2 実行委員会が出店申込書及兼誓約書を受理した時点で、出店希望者は本規約の内容に同意したものとします。
- 3 出店申込期限は、令和7年7月18日（金曜日）17時00分までとします。

【第5条】 出店者の決定

- 1 出店申込書兼誓約書を受理した出店希望者の中から、実行委員会が選考を行い、出店者を決定したうえで、別途通知します。
- 2 選考結果又は選考内容に関する問合せに対して、実行委員会は一切対応いたしません。
- 3 出店者は、実行委員会から請求のあった出店経費（5,000 円）を、イベント開催当日に現金で支払ってください。
- 4 イベント開催日の前日までに実行委員会の決定によりイベントを中止した場合は、出店経費の支払いを免除（レンタルを希望する場合のレンタル料を含む）します。
- 5 応募者が多数の場合は以下の考え方にに基づき、優先度の高い順に出店者を決定します。
申込みのあった団体等のうち、第10回むかわグルメフェスタで出店した団体等。

【第6条】 出店場所の決定等

- 1 会場における出店者の出店場所については、出店者会議で協議し、実行委員会において決定します。
- 2 出店者は、出店状況の変動による会場レイアウトの変更等の判断・実施について、実行委員会に一任するものとします。出店場所の決定及び会場レイアウトの変更等につき、実行委員会に対する異議申し立て並びに賠償責任を求めることはできないものとします。

【第7条】 出店ブースの仕様

- 1 出店ブースの一小間は、間口5.4m以内、奥行3.6m以内とします。
- 2 1出店者が出店できるブースは1ブース（一小間）とします。
- 3 販売テント（間口5.4m以内、奥行3.6m）、電源が必要な場合は、実行委員会で用意します。
- 4 テーブル・イスが必要な場合は出店申込書に必要数を記入して提出してください。
（別途レンタル料をお支払いいただきます。）

【第8条】 出店ブースへの搬入・搬出

- 1 実行委員会によるイベント会場の設営は、令和7年9月6日（土曜日）に行います。この日に搬入を希望する出店者は、16:00から17:00の間に搬入作業を行ってください。
- 2 イベント当日の搬入・搬出については次のとおりとします。
 - (1) イベント開始前の出店ブースへの搬入（車両の乗入可）は7:30から8:30までとします。
 - (2) イベント開催時間中の搬入は、来場者の安全を最優先し、来場者の通行を妨げないように行ってください。8:30以降は出店ブースに車両を乗り入れての搬入はできません。

- 3 イベント終了後の搬出開始時間は、実行委員会の指示に従ってください。
- 4 搬入後の機材の盗難及び損失等はすべて出店者の責任とし、実行委員会は一切の責任を負いません。

【第9条】 出店権利の譲渡・貸与の禁止

- 1 出店者は、実行委員会の許可なくブースの全部又は一部を他人に譲渡、貸与することはできません。
- 2 無断での出店権利の譲渡、貸与が明らかになった場合、ただちに出店を取り消しとし、支払いした出店経費は返金しません。また、イベント開催時間中に出店を取り消した場合、ブースの撤去は実行委員会が指定した時間帯に行っていただきます。

【第10条】 会場内での禁止行為等

- 1 出店者による次に掲げる行為等は禁止とします。
 - (1) 申込書に明示された内容以外での提供・販売。
 - (2) 出店場所（実行委員会が待機列として設定した場所を含む）以外での提供・販売。
 - (3) 政治、宗教、その他サークルや会員組織、グループへの勧誘行為。
 - (4) 商品として許可を受けていないサンプル品などの勧誘行為。
 - (5) 募金、寄付活動（実行委員会が承認する場合を除く）
 - (6) 調理後、品質劣化や食品衛生上の問題が生じる恐れのある時間を経過した食品の提供・販売。
 - (7) その他、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある提供・販売・行為。
- 2 実行委員会は、出店者による行為が上記のいずれかに該当するものと判断した場合、出店者による該当行為を中止させることができるものとし、中止に伴う原状回復等の費用が発生した場合でも、実行委員会は一切負担しないものとします。

【第11条】 会場内での火気使用

- 1 火気を使用する場合は、必ず消火器を備え付けしてください。
- 2 火気の取扱いについては、危険のないよう安全に十分ご注意ください。

【第12条】 出店者と来場者のトラブル処理

- 1 出店者と来場者との間の金銭授受、販売取引等はすべて出店者の責任で行うものとします。商品提供・販売に関わるトラブル発生については、実行委員会は一切の責任を負いません。

【第13条】 会場環境の汚染・毀損（きそん）防止

- 1 出店者は、次に掲げる汚染防止対策を行うものとします。
 - (1) 出店ブース底地を汚染しないための措置（底地の養生など）
 - (2) 実行委員会で用意したテント、レンタルしたテーブルやイスを汚染・毀損しないための措置（耐熱材の使用など）
 - (3) 出店ブース及び周辺スペースの清掃（ゴミ拾いなど）
- 2 出店ブース及び周辺スペースの地面等、実行委員会で用意したテント、レンタルしたテーブルやイスを汚染・毀損した場合、出店者は、清掃・原状回復・弁償に必要な費用を負担するものと

します。

【第 14 条】 出店規約等の遵守

- 1 出店者は、本規約並びに一般出店枠出店募集要項、出店者会議で配布される資料などに記載された各事項を遵守する義務を負うものとします。
- 2 これらの遵守義務に違反したと実行委員会が判断した場合、イベント開催前、開催中に関わらず出店を取り消しとします。
- 3 出店取り消しに伴い発生する全ての費用は出店者の負担とします。

【第 15 条】 出店ブースの衛生管理・安全管理に関わる義務

- 1 出店ブースの従業員は、ブースの衛生管理に関し、次に掲げる事項の義務を負うものとします。
 - (1) 全スタッフの体調管理の徹底。
 - (2) ブース営業中、手洗い洗剤、アルコール消毒液による手指消毒の定期的励行。
 - (3) 手洗い洗剤、キッチンペーパー、手指用アルコール消毒液のブース内への設置。
 - (4) 調理・提供において食材に手を触れる場合、食品用の使い捨て衛生手袋等の装着。
 - (5) 常温以外の食材（要冷蔵又は要冷凍のもの）を扱う場合、当該食材を適切に保管できる温度の冷蔵ケースや冷凍ストッカーの設置・使用と温度管理。
 - (6) 食品の「消費期限」「賞味期限」の管理。
 - (7) 上記各号のほか、食品衛生関係法令・基準等の遵守。

【第 16 条】 食中毒防止に向けた対応

- 1 令和 3（2021）年 6 月 1 日施行の食品衛生法改正において、食中毒や異物混入による事故防止を目的として、臨時営業許可又は保健所への届出により営業を行う全ての食品取扱施設において「食品衛生責任者の設置」が義務化されたことに伴い、出店者は、イベント会場の各出店ブースにおいても「食品衛生責任者の設置」義務を遵守するものとします。

【第 17 条】 出店者の禁止事項等

- 1 出店者による次に掲げる行為を禁止します。万一、これらに違反して実行委員会又は第三者に損害が生じた場合、当該出店者がその損害を全て賠償する責任を負うものとします。
 - (1) 会場内への無断での車両乗り入れ、近隣敷地や道路での違法駐車。
 - (2) 水、氷、油、残った飲料等の雨水枡への廃棄。
 - (3) 商品を提供する過程で生じたゴミを出店者が持ち帰らない行為。
（イベント会場のゴミステーションは来場者の飲食後に発生したゴミだけを受け入れします）
 - (4) 出店者が飲むための生ビール、酒類の持ち込み。
 - (5) 自動車等を運転する従業員の飲酒
 - (6) イベント会場内指定場所以外での喫煙
 - (7) その他、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある行為。
- 2 実行委員会は、出店者による行為が上記のいずれかに該当するものと判断した場合、出店者による当該行為を中止させることができるものとします。中止に伴う原状回復等の費用が発生した場合、その費用を実行委員会は一切負担しないものとします。

- 3 上記のほか、次に掲げる行為については「イベント会場及びイベント会場付近の来場者の安全」や「会場及び会場付近の秩序を保つ」観点から、適切に対応してください。
- (1) 自動車等を運転しない従業員の飲酒
 - (2) イベント会場付近での喫煙

【第18条】 免責事項

- 1 実行委員会は理由の如何を問わず、出店者及びその関係者が会場を使用して出店することを通じて被った人身、及び財物に対する傷害、損害に対して一切の責任を負いません。
- 2 出店者は、その従業員、関係者の故意、過失又は無過失によって、イベント会場の施設及びその設備等や第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、その賠償の責任を負うものとします。実行委員会がこれらの損害賠償請求を受けた場合、出店者は自らの責任でその支払いを行うとともに、実行委員会に損害が生じた場合は、弁護士に支払った着手金、報酬も含め、その全額を実行委員会に支払うものとします。
- 3 強風や悪天候、天災、コロナウイルスをはじめとした感染症の流行又は不測の事態により、実行委員会がイベントの開催を中止した場合や、会場内での食中毒や事故等の発生によって営業を継続できなくなった場合等において、実行委員会は出店経費の払い戻しや営業利益補償等を行いません。また、イベント開催日の前日までに実行委員会の決定によりイベントを中止した場合は、出店経費の支払いを免除（レンタルを希望する場合のレンタル料を含む）しますが、食材仕入れ等の事前準備費用に対する補償は行いません。
- 4 実行委員会は、実行委員会の帰責事由以外の事情でイベントが中止・休止になった場合、又は出店者の営業継続ができなくなった場合において、一切その責任を負いません。
- 5 イベント会場内において、盗難や火災、第三者による出店者の器材等の破損等の被害が発生した場合において、実行委員会は一切の責任を負いません。
- 6 出店者を原因とする食中毒が発生した場合、実行委員会は被害者に対する一切の責任を負いません。

【第19条】 その他

- 1 本規約に記載のない事項は、その都度主催者が決定します。
- 2 むかわ町内で生産された農林水産物またはその加工品を使用した品の提供にご協力をお願いします。